

温 泉 分 析 書

1. 申請者
 住所 千葉県千葉市中央区旭町24番8号
 氏名 阿部土地建物株式会社
 代表取締役 鈴木 憲

2. 源泉名及び湧出地
 源泉名 磐梯温泉
 湧出地 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136番17

3. 湧出地における調査及び試験成績
 (1) 調査及び試験者 分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会 氏名 後藤幸永
 (2) 調査及び試験年月日 平成22年 6月 2日
 (3) 泉 温 53.1℃ (調査時における気温 25℃)
 (4) 湧 出 量 233 l/min (動力揚湯)
 (5) 知覚的試験 無色・澄明・無臭・弱塩味・ガス発生あり。
 (6) pH 値 6.9

4. 試験室における試験成績
 (1) 試験者 分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会 氏名 渡邊智子 菅井正子 後藤幸永
 (2) 分析終了年月日 平成22年 6月 23日
 (3) 知覚的試験 無色・澄明・無臭・弱塩味・黄褐色沈積物を認める。(採水後72時間)
 (4) 密度 1.0013 (20℃/4℃)
 (5) pH 値 6.87
 (6) 蒸発残留物 3246 mg/kg (180℃)

5. 試料 1kg 中の成分、分量及び組成

(1) 陽イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
リチウムイオン (Li ⁺)	0.8	0.12	0.21
ナトリウムイオン (Na ⁺)	1009	43.89	76.81
カリウムイオン (K ⁺)	48.4	1.24	2.17
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	68.0	5.60	9.80
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	125.1	6.24	10.92
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.0	0.00	0.00
マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.1	0.00	0.00
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	1.4	0.05	0.09
陽イオン 計	1253	57.14	100

(2) 陰イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ素イオン (F ⁻)	0.3	0.02	0.03
塩素イオン (Cl ⁻)	1296	36.56	63.67
臭素イオン (Br ⁻)	2.3	0.03	0.05
ヨウ素イオン (I ⁻)	0.6	0.00	0.00
水硫イオン (HS ⁻)	0.0	0.00	0.00
チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)	0.1	0.00	0.00
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	17.4	0.36	0.63
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	1248	20.45	35.61
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
陰イオン 計	2565	57.42	100

(3) 遊離成分

①非解離成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	144.7	1.85
メタホウ酸 (HBO ₂)	30.1	0.69
非解離成分 計	174.8	2.54

②溶存ガス成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素 (CO ₂)	417.5	9.49
遊離硫化水素 (H ₂ S)	0.0	0.00
溶存ガス成分 計	417.5	9.49

溶存物質 (ガス性のものを除く) 3.992 g/kg
 成分総計 4.410 g/kg

(4) その他の微量成分

成 分	ミリグラム (mg)	成 分	ミリグラム (mg)
総ヒ素	0.005未満	総水銀	0.0005未満
銅イオン	0.01未満		
鉛イオン	0.005未満		

6. 泉質

ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉

(旧泉質名 含重曹-食塩温泉)
 (低張性-中性-高温泉)

[揭示用泉質名 塩化物泉]

7. 禁忌症、適応症等

(「温泉分析書別表」 中5に記載する)

平成22年 6月 23日

登録分析機関の名称 社団法人 福島県薬剤師会
 登録番号 福島第1号
 所在地 福島市蓬萊町2丁目2番2号
 代表者の氏名 会長 桜井英夫



温 泉 分 析 書 別 表

1. 源泉名 磐梯温泉
2. 源泉所在地 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136番17
3. 温泉分析申請者 阿部土地建物株式会社
代表取締役 鈴木 憲
4. 泉質名 ナトリウム－塩化物・炭酸水素塩温泉

(旧泉質名 含重曹－食塩温泉)
(掲示用泉質名 塩化物泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく、禁忌症、適応症等は次のとおりである。

	一般的禁忌症（浴用）	泉質別禁忌症（浴用）
禁 忌 症	急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）	/
	一般的適応症（浴用）	泉質別適応症（浴用）
適 応 症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

〔浴用上の注意事項〕

- (1)温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとする。
- (2)温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を相当とすること。
- (3)温泉療養開始後、おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は、浴湯反応)が現れることがある。
「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4)以上の他、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ①入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - ②入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ③入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こし易い人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭取るのがよい。)
 - ④入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - ⑤次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
(ア)高度の動脈硬化症 (イ)高血圧症 (ウ)心臓病
 - ⑥熱い温泉に急に入るとめまいを起すことがあるので十分注意する。
 - ⑦食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ⑧飲酒しての入浴は特に注意する。

この別表は、温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。